

令和3年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年3月26日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第2号 本巢市空家等の適正管理に関する条例について
- 日程第3 議案第3号 本巢市空家等対策協議会設置条例について
- 日程第4 議案第4号 本巢市高砂防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第5号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 本巢市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第11号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第9 議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算について
- 日程第10 議案第17号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第18号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第19号 令和3年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第20号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第21号 令和3年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第22号 令和3年度本巢市下水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第23号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第11号）について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	大野 一彦
教育長	川治 秀輝	総務部長	畑中和 徳
企画部長	洞口 博行	市民環境部長	久富 和浩
健康福祉部長	高橋 誠	産業建設部長	原 誠
林政部長	饗場 昌彦	上下水道部長	翠 直樹
教育委員会 事務局長	青山 英治	会計管理者	谷口 博文

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	成瀬 敏和	議会書記	大久保 守康
議会書記	山本 憲	議会書記	松井 俊英

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、予算決算委員会の報告をさせていただきます。

去る3月2日の本会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第16号から議案第22号までの令和3年度予算7件であります。

付託同日、本会議散会後に本庁舎3階全員協議会室において当委員会を開き、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、分科会を設置して各分科会に付託議案を割り振りして審査することにしたしました。その後、分科会は3月15日に産業建設分科会、16日に総務企画分科会、17日に文教福祉分科会を開催して審議を行い、23日午前9時から本庁舎3階全員協議会室において藤原市長さん、大野副市長さん、川治教育長さんのほか関係職員の出席を求め、各分科会長から審査の経過の報告を受けた後、委員全員で付託案件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

3月15日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査を行いました。

審査・協議の前に、現地視察として、市道路線の認定及び廃止並びに山口頭首工工事現場の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、産業建設部関係の付託案件である議案第7号 本巢市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、議案第11号 市道路線の認定及び廃

止についての審査を行いました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

3月16日午前9時から、本庁舎3階第1委員会において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名が出席し、議案説明のため、藤原市長、大野副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、総務部関係の付託案件である議案第2号 本巣市空家等の適正管理に関する条例について、議案第3号 本巣市空家等対策協議会の設置条例について、議案第4号 本巣市高砂防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、議案第5号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての4件について審査を行いました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

3月17日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催しました。

委員会には委員5名が出席し、議案説明のため藤原市長、大野副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

審査・協議の前に、現地視察として弾正幼稚園新園舎建設予定場所の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、健康福祉部関係の付託案件である議案第8号 指定管理者の指定についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会からの報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第2号から日程第5 議案第5号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、議案第2号 本巣市空家等の適正管理に関する条例についてから日程第5、議案第5号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第2号から議案第5号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 瀬川治男君。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

議案第2号 本巣市空き家等の適正管理に関する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

委員から、1つ、空き家はどれくらいあり、危険な空き家はどれくらいあるのかとの質問に対し、執行部から、以前の調査によると市内に空き家が1,750軒あります。危険な家については、現時点では何をもって危険な空き家というのか基準がないため把握はできていない。今後、協議会を設置し基準を定めていきたいとの答弁がありました。

次に、この条例は防犯・防災のためか、または生活環境保全のための条例かとの質問に対して、執行部から、防犯、景観形成及び環境等によるもので、国の特別措置法により全庁的に取り組み、それぞれの主幹部局によって対応していくものであるが、総合窓口は総務課とするとの答弁がありました。

次に、空き家の立入調査はマニュアルによって調査するのかとの質問に対し、執行部からは、空き家の敷地内の状況を調査し、状況により繁茂等についても調査をし、指導していく。なお、敷地内のごみ、枝等については、きれいなまちづくり条例により、その担当課で対応しているとの答弁がありました。

次に、行政代執行もあり、命令に従わないときは罰則もあるというが、空き家は本来、所有者個人が管理しなければならないものである、このことを啓発すべきであるが、周知方法はどの質問に対して、執行部から、税制措置についても検討される。また、代執行しても誰が費用を持つかが問題となる。今後、このことについても協議会で協議していきたいとの答弁がありました。

次に、行政代執行をかけて処分しても金にはならないため、自分で早く壊してもらうよう指導すべきではないかとの質問に対して、執行部から、ホームページなどにより周知していきたいとの答弁がありました。

次に、空き家と承認するのは、検討会議と外部協議会のどちらの機関かとの質問に対して、執行部から、専門家によって調査をし、状況等を協議会で協議して認定していくとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議案第3号 本巣市空き家等対策協議会設置条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部から補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議案第4号 本巣市高砂防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部から補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑等もなく、採決の結果、全会

一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

議案第5号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部から補足説明はなく、質疑を行いました。

1つ、委員から、報酬3万円から時間給に変更するものであるが、1時間1万円は高額であるが、金額の根拠はとの質問に対して、執行部から、事案によっては専門的な知識を要するため、弁護士を充てることを前提とし、他市の例を参考にして単価を設定したとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

議案第2号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

2号にも3号に関わることであります。空き家という問題については、空き家というものがどこを指すかということによって相当に判断が変わってくるかと思っております。空き家とは、持ち主にとっては要らなくなったから空き家と言うんですね。要らないから、もう使わないから空き家になっている。それを個人の持ち物を個人の判断によって管理するというのが本来あるべき姿であると思います。そこに行政が何らかの形で首を突っ込むということについて、少し問題が出てくる可能性もあります。

そういうことについて、当然空き家ですので、市のほうでは空き家を広く人に貸して住んでいただきたいという意向があって、そういうものに対しての補助金等々も出すとかというようなことも行われておりますけれども、今回の案件についてもですけれども、そういうことについて、不動産業等々に接触するか否か、また空き家というものをどのところで空き家とみなすのかということがきちんとうたわれた中で条例の設定というのか、2番、3番について議論された上で協議されて、それで賛成云々ということなされたのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

委員長。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

そのことにつきましては、具体的な話、説明はございませんでした。しかし、これから、この条例をつくった後にそういったことを含めて、先ほどもありましたけれども、進めていくというような話がございました。

○8番（鐔本規之君）

はい、結構です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第2号 本巢市空家等の適正管理に関する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第3号 本巢市空家等対策協議会設置条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第4号 本巣市高砂防災コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

先ほどの委員長報告の中で弁護士等々に相談をするということで、1時間1万円という報告がありました。私も顧問弁護士を2人用意しておるわけでありましてけれども、これはこれとして、その折でも1つの案件についていろんなことをお聞きすると、相場としては3万円ということになっております。1案件について時間ではなく3万円ということが基本になっている中において、今回の説明では、弁護士等ということになると弁護士が一番高いかと思うんですが、1時間1万円ということになれば、1つにつき3万円と、1時間で済めば1万円で済むということになれば非常に安いことであるかと思うんですけれども、弁護士等々に相談をするということになれば、質疑応答等を含めて、多分1時間、2時間では済まない問題を相談するかと思いますので、この1時間1万円というのはいかがかなあという思いをしております。

そこで、委員長にお伺いいたします。

このことについての質疑応答はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

瀬川治男君。

○総務企画委員会委員長（瀬川治男君）

具体的なそういった質問はなかったんですけれども、要するに弁護士を使うことについて、月額3万円というものじゃなしに、他市町に倣って1時間1万円というふうに決めるという話でございまして、全会一致で了解したというのが実情です。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

市民からお預かりした大事な税金であります。結果として1時間1万円が安くつけばそれで結構だと思いますので、結構でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第5号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6 議案第7号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第6、議案第7号 本巣市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第7号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第7号 本巣市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、審査に入りましたが、委員からの質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第7号 本巢市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7 議案第8号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第7、議案第8号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第8号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

議案第8号 指定管理者の指定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、審議に入りましたが、委員からの質問はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第8号 指定管理者の指定については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第8 議案第11号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第8、議案第11号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案第11号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 大西徳三郎君。

○産業建設委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第11号 市道路線の認定及び廃止について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、1つ、今回の計画路線と県道の交差点について、信号機が設置されるのかとの質疑に、執行部からは、信号機を設置する方向で計画し、各機関と協議をしており、警察との協議においてはおおむね了解をいただいているとの答弁がありました。

1つ、交差点が鋭角であり直角でないため、交通安全上、大変心配されるが、対処方法についてはどの質疑に、執行部からは、市道真正線から県道への左折（南進）する場合には、左折専用道路を設置する計画としている。また、直角の交差点とすることについても検討をしましたが、立ち退きとなる件数が多くなり補償額が増大するため、協議の結果、現計画としたと答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第11号 市道路線の認定及び廃止については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第16号から日程第15 議案第22号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第9、議案第16号 令和3年度本巣市一般会計予算についてから日程第15、議案第22号 令和3年度本巣市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第16号から議案第22号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 鏑本規之君。

○予算決算委員会委員長（鏑本規之君）

それでは、付託案件について報告いたします。

議案第16号から議案第22号までについて、審査の経過と結果について報告をいたします。

各議案は各分科会において審査した後、23日開催の委員会において質疑と委員間の意見交換を行いました。その内容について報告いたします。

最初に、議案第16号 令和3年度本巣市一般会計予算についてでございます。

まず、議案に対する質疑の内容で文教福祉分科会関係では、中学校屋内運動場空調設置について、また根尾義務教育学校の教育方針及び校歌等について、また弾正幼稚園の建て替えについて、また産後ケア事業について、中国残留邦人支援給付費の現状について、またいじめ問題対策委員会委員とはについて、ハリヨ公園を利用しての学習について、各種スポーツ団体への補助金についての質疑がありました。

続いて、総務企画分科会関係では、教職員の再雇用及び会計年度任用職員について、また防犯カメラの設置について、大型機械の入替えによる償却資産の取扱いについて、森林譲与税についての質疑がありました。

続いて、産業建設分科会関係では、根尾川サイクリングロードの整備計画について、またうすずみ温泉の営業状況及び指定管理について等の質疑があり、また木知原地区の農業井水の改良計画について、また河川総務費の測量調査委託料についての質疑がありました。

次に、委員間における意見交換を行いました。意見はなく、討論を行ったところ、新庁舎敷地

の購入費についての反対討論及び賛成討論がありました。また、根尾川サイクリングロード整備に係る予算についての反対討論がありました。

以上が議案第16号についての審査経過の内容でございます。

採決の結果、賛成3、反対10の反対多数で否決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第17号から議案第22号は報告すべき質疑はありませんでした。また、委員間における意見交換での意見についても報告すべきものはありませんでした。採決の結果、議案第17号から議案第22号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（黒田芳弘君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいま議題となりました令和3年度一般会計予算のうち、款02総務費、項01総務管理費で、当初計画調整池容量に増加が生じたため、地下形式の調整池と敷地を購入し、オープン形式の調整池との比較検討で、調整池敷地を購入するオープン形式が安価にあるとして、当初計画敷地のほかに7,702.59平米の敷地購入費が含まれた予算計上がされております。

しかし、比較検討結果の審議がまだ十分されていないことやほかの検討も必要であり、予算の減額修正を求める発議をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま道下君から議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算に対する修正の動議が提出をされました。この動議は会議規則第15条の規定により、提出者のほか1人以上の賛成者が必要であります。賛同される方は挙手をお願いします。

賛同者の挙手を願います。

〔「もうちょっと分かりやすく説明してあげないと」と呼ぶ者あり〕

今の道下議員からの動議に対する賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

11番 道下和茂君から提出されました議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算に対する修正の動議は、所定の賛成者がありますので、動議が成立をいたしました。

議事の都合により暫時休憩といたします。

なお、議会運営委員長におかれましては、議会運営委員会を開催するよう要請をいたします。重

なりますので、皆さんにはしばらく休憩ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

午前10時16分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（黒田芳弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算に対しては、11番 道下和茂君ほか5人からお手元に配付しました修正案が提出されております。

本修正案について発議者に説明を求めます。

○11番（道下和茂君）

それでは、修正案の説明をいたします。

私と瀬川議員、堀部議員、河村議員、寺町議員、高田議員の6名で、議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算に対する修正動議を地方自治法115条の2及び本巢市議会会議規則第16条の規定により別紙の修正等を添えて提出をいたします。

それでは、配付いたしました修正案の2ページを御覧ください。

議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算の一部を次のように改めます。

第1表、歳入について、款19繰入金、項02基金繰入金5億4,930万7,000円を400万円減額し、5億4,530万7,000円とし、繰入金の計を7億9,530万7,000円といたします。

款20繰越金、項01繰越金7億3,229万3,000円を94万4,000円減額し、繰越金の計を7億3,134万9,000円といたします。

款22市債、項01市債30億1,440万円を9,270万減額し、市債の計を29億2,170万円とします。

歳入の合計185億3,000万円を184億3,235万6,000円といたします。

第1表の歳出について、款02総務費、項01総務管理費29億2,475万1,000円を9,764万4,000円減額し、28億2,710万7,000円とします。総務費の計を31億2,868万3,000円とします。歳出合計を184億3,235万6,000円に改めます。

第4表の地方債の一部を次のように改めます。

起債目的の合併特例債15億530万円を9,270万円減額し、14億1,260万円とし、本年度地方債の限度額計の30億1,440万円を29億2,170万円とします。

なお、3ページから6ページまでは、参考資料としてそれぞれの事項別明細書を添付してありますので、御覧いただきたいと思ひます。

続きまして、修正動議の理由を申し上げます。

歳出の款02総務費、項01総務管理費、公有財産購入費の土地購入において、令和2年11月6日の特別委員会並びに11月16日の全員協議会で庁舎の規模及び庁舎敷地の検討の必要面積について2万6,653.28平米と示されたが、令和3年2月26日全員協議会において、庁舎基本設計案の報告についての中で、当初予定の調整池は全体敷地掛ける10%の2,670平米で自然放流を予定していたが、12

月下旬に流末調査資料に基づき算出された容量が増加したこと、放流予定の水路の形状などで自然放流が困難であることが調査により判明したため、調査結果に基づき、西濃建築事務所に開発協議の事前打合せをした折に、開発区域を分断する道路がある場合は、調整池をそれぞれに設ける必要があると指導を受けたため、調整池を駐車場側へ拡張し、地下式のポンプアップによる放流を考えましたが、大きな予算が伴うために、新たに計画予定敷地を南・北ともに水路までの敷地を購入して調整池に活用すれば、地下形式のポンプアップ放流より安価な予算で建設費の削減が図られる。また、調整池の活用は、今後の課題として有効活用を図っていきたいという考えから、当初計画庁舎敷地の2万6,653.28平米のほかに、新たに7,702.59平米の敷地購入費9,764万4,000円が必要と予算計上をさせていただいたと執行部から説明を受けました。

しかし、これまでの特別委員会並びに全員協議会への基本計画の内容説明では、砂利採取地を含む東の水路までの3筆と北ブロックでは、水路までの宅地1筆は買収しなくても敷地面積は十分に確保できると説明を受けており、私どもとしてはその内容で了承してきました。

今回、基本設計による変更や新年度予算案の説明を2月18日議会招集告示前日に報告を受けて、検討する日程もない中で2回の委員会を開催し、慎重審議がされました。委員からも様々な提案や質疑が出されたことや、過剰な計算と思われる質問に何一つ妥協点はなく、1つの疑問点を申し上げれば、先ほど申し上げましたように、調査結果に基づき西濃建築事務所にそれぞれの敷地に調整池が必要と指導を受けたとする説明においても、西濃建築事務所に確認をいたしましたところ、そうした指導は行っていないし、調整池は開発区域全体で1か所でもよいとの確認などもいたしております。こうした1つの疑問点を取りましても、示された基本設計案は土地購入ありきの設計がされておると思わざるを得ない内容でございます。

疑問や問題提起に十分な審議が尽くされていない状況で今日に至っております。よって、比較検討結果の審議が十分されていないことや、ほかの検討の必要もあるので、今議会に提案された予算は到底認められないことから、予算の減額修正を求めるものでございます。

私どもは当初計画の土地購入は認めますが、それ以上の土地購入は十分な審議検討をされ、将来市民に理解され、喜んでもらえる最善の方法を選択の上で、改めて議会に提案していただきたいの思いでございます。何とぞ議員各位におかれましては、御理解、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたしまして提案の理由といたします。

○議長（黒田芳弘君）

これより本修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

修正案が出てきたということで、今、発議者の道下議員から説明がありました。

そもそもこの修正案、最初のページを見ると、なぜ修正がしてあるのか、どこを修正してあるの

かということで、その後も書いてありますけど、そもそも、なぜこれの修正が必要なのかということをやろうべきではないでしょうか。今の説明のことについては、この文書に一切出ていないし、数的にいっても数字を変えるだけでなぜ修正が必要か、この修正案という書面でなぜ修正が必要か、修正の目的が読めない、ここには、やっぱり目的を打ち出さなければおかしいんじゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいま大西議員から質疑がございましたが、そもそも修正案に対しては、正式な様式もございません。本巢市では、過去にも大西議員が修正案を出されましたが、そういう提案理由も書いてございません。

そういうことで、修正案は特別な様式もございませんので、こういう形で口頭で理由は述べさせていただきますとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今、様式がないで自由に修正案は出せるというような話をされましたけど、執行部側としては、あくまでもこういう紙ベースというか、これを見て判断するのが当然かと思えますけど、執行部側としては、このような修正案で、はい、分かりましたと、もしこれが可決しても、それで通るのでしょうか。

そんなことも含めて、やっぱり発議者については、まだこれは不備があるのではないかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○11番（道下和茂君）

私は不備があるとは思っておりません。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、執行部から出された土地は、後から調整池のために購入するところは買わないという修正案であります。執行部からいろいろ特別委員会でない我々にも説明がありまして、最初の土地で調整池を確保するには、地下式の調整池の建設費やら維持費、それと新しく北面、南面全体を土地購入して自然流下の調整池を造ったほうが、たしかおよそ4,000万円ぐらいの経費が節減できる、建設費において4,000万円安く済むと、こういう説明を受けました。

我々も特別委員会じゃないんで細かいやり取りのことはよく分からないんですが、こういった土地を買って自然流下にしたほうが4,000万円安くなるということを知っているのに、この土地を買わずに調整池を深くするなり、地下式にしたり、余分な経費をかけるということは、私たちは市民に対して、それはどう説明していいのかわかりません。

この本巣市は土地が十分あるということを考えると、やはり執行部が出してきた2区画全体を買って浅い調整池を造って自然流下にしたほうが当然いいと考えます。

それで、私の近くに商業集積地があるんですが、あそこもみんなオープンなんです。都会の真ん中で狭い土地でやっているわけじゃないんで、そういう余分な経費をかける必要が、このままいくと余分な経費をかけることになります。そういうことはどう考えているのか、ひとつ提出者にお聞きします。

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

私どもは別に地下式がいいの、オープン式がいいのということじゃなくして、オープン式でも結構なんですけど、比較検討の結果で、やはり安く、必要な土地でなければ全部買う必要もないかと思えます。

例えば今私が申しあげましたように、南に調整池を1つ、北に調整池を1つという説明でございましたので、これは、例えば南の砂利採取場とかそこら辺を買って、1つの調整池にすればいいことであって、そうすれば宅地のところは購入しなくてもいいと。いろいろな様々な意見が出ております。だから、地下式にこだわって、お金のかかる地下式をどうしても造れということをおっしゃるのではなくして、オープン式でも、それが最善の方法であればいいのではないかと考えてございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、設計された方は、最初の土地では地下式なり、貯水槽を深くしないかん、ポンプアップしないかんとか、そういうことが必要ということをおっしゃっているんで、新しく買った土地を使えば自然流下で何も経費が要らないよと、そういうことを説明されていると思うんですね。ただ単に土地を買わないというだけでは、私は全然理由にならんと思えます。

それと、私たちに示された2つの比較の図面なんですけど、単純に駐車場のところを見ますと、これ、駐車場の台数はちょっと違いますけど、調整池を買って広く使ったほうが南駐車場もゆったりして、ゆったりすれば当然市民の方は喜んで止められますね。それを狭くして窮屈な感じにすると事故が起きたりなんかして、何だ、この市役所はというようなことにもなります。ですから、そういうこともこの比較で考えられたのか、特別委員会の提出者に伺います。

○11番（道下和茂君）

そういうことも議論をいたしました。今、土地を購入しないと言っているんじゃないで、必要な土地なら当然必要であろうと。だけど、土地の購入面積というものは、調整池の容量にイコールなんですよ、1メートルとした場合に。そうすると、それに対する面積が必要になってくるという形で、今回の追加の予算計上をしてあるわけですが、今言われるように、何で土地を買わないのということじゃなくして、必要なら買っていいんですけど、そもそもそこに至るまでの過大な計算といいますかね。例えば、先ほど一例を申し上げましたけど、北に調整池、南に調整池とすれば、当然これは面積が必要になってくる。それより南に1か所にまとめれば、もっと安価になってくるというようなことをいろいろ議論をしてきました。だけど、執行部としては、一切聞き耳を持たないような状況でございましたので、それでは日程がない中で、それを十分協議できないから、取りあえず修正動議をかけて、じっくりと皆さん判断をしていただきたいという気持ちでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今ここで、この修正案が可決された場合に、議会で議決されたものは、ここは後から買うということはできるんですか。今、買わないということで修正されてしまったものが、後からまた買うことができるのかお聞きします。

○11番（道下和茂君）

だから、私が先ほど申しましたように、絶対ここを買っては駄目ですよと。まだ、全部買うのか、例えば買わなくてもいいのか、そこら辺の検討も十分した中で、どうしても必要だということであれば、執行部のほうは提案していただければ、我々もその提案に対して検討していきたいという考えでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（黒田芳弘君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

じゃあ、ここで予算の中に上げられたものを修正案が可決された場合に、この土地は、一旦買わないということに修正動議にかけられたものを後日、買えることができるかどうかということをお聞きしておるんです。

○11番（道下和茂君）

それはできますでしょう。

今回の予算では減額をいたしますので、予算をいただければ、それは十分可能ではないかと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

回数は来ておりますけれども、重要な案件だと承知しておりますので、発言を許します。
若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

執行部のほうにお聞きしますが、今回、買わないというふうに動議が出されてこれが可決した場合には、この土地を改めて買うことはできるのでしょうか、総務部長にお尋ねします。

○8番（鰐本規之君）

そんなことを、逆に言うと、もしこれが通ったら、出してきただって議会として否決しかできへんやないか。当たり前のことやないか。

○13番（若原敏郎君）

執行部に聞くのはやめます。

私もちょっとその辺のところを疑問に思ったんであれですけど、それはお聞きしないことに、提出者のみにお聞きしたいと思っております。

○議長（黒田芳弘君）

答えんやろう。

○13番（若原敏郎君）

じゃあ、今、なしということでは言いましたんで、撤回します。執行部に聞くのは撤回します。
いずれにしましても……。

○8番（鰐本規之君）

まずいところがあるので、ちょっと変えないかんと思う。

[発言する者あり]

いやいや、そうでないと、動議を出したって……。

○13番（若原敏郎君）

いや、回数が来ていますので、やめます。

○11番（道下和茂君）

だから、私、くどいように申しますが、別に買うことに反対して修正動議を出しておるんじゃなくして……。

○8番（鰐本規之君）

それを言っちゃあいかん。それを言っちゃうと動議の意味がなくなっちゃうの。

○11番（道下和茂君）

だから、十分審議がされていないということでございますので。

[発言する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

今、修正に対しては土地を買わないという修正案ですね。ですが、これ、私が思うには、事業認定を受けて少ない面積でやるとしても、後から買うところ、それは事業認定が同じ格好で取れるか取れないかということになると、私は取れないと思うんですね。事業認定を受けた以上、1回しかないと思う、同じ歩調でいったら。そこのところはどうお考えですか。

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

事業認定は、私は執行部じゃないので、どれだけを出してあるのかあれですけど、多分私は、今の状況で出してあったとすれば、それがもし変更になれば、変更すればいいだけで済むと私は考えます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

12番 村瀬明義君。

○12番（村瀬明義君）

今、土地を買わないということを言うと、少ない面積で事業認定を受けるんですね。事業認定を受けて、そこで許可をもらって工事が始まるということなんです。ですが、今度はそれが決まっちゃってから、後から土地が足りないから買うと、そういうところに事業認定の許可が、私は二遍も同じことでは受けれないと思うんです。そこのお考えはどうですかということを知っている。事務局では分らないと思われかもしれませんが、私はそう思うんです。

○11番（道下和茂君）

私は専門家ではございませんが、別に追加でも変更でも事業認定は受付していただけると、私は思います。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

[「議長、採決に行って、もういい、進めて」と呼ぶ者あり]

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

私は何も聞くつもりはなかったんですけども、要するに説明員の中で少しというところがありましたので、仕方なくというところで聞かせていただきます。

基本的には土地を買わないという動議を出していて、その土地を買ってもいいですよなんていう

答弁が出たら動議を出す必要がなくなってしまうので、そのことは聞かなかったということにして、改めて、それじゃあお聞きをいたします。

順序を追って聞かないけませんので、少し質問が何度かに細くなるかと思えますけれども、議長におかれましては、御配慮のほどよろしくお聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

簡潔に願います。

○8番（鏑本規之君）

今、動議のあれを見てもみますと、庁舎検討特別委員会のメンバーが全てであります。

そこで、お伺いをいたします。

これは、庁舎検討特別委員会としての動議なのか。また、付託された総務企画委員会の委員長も発議者として載っておられます。ですので、総務企画委員会の意見としての動議なのか。また、個人個人の意思よっての動議なのか、まずそこをお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

特別委員会では協議をいたしておりますが、特別委員会で特別にまとめてやったということとはございません。だから、それぞれが特別委員会のメンバーでありますけど、個人的にやはりおかしいということで賛同というか、発議されたと私は考えております。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

8番 鏑本規之君。

○8番（鏑本規之君）

それでは、今の答弁、また提出目的等々を聞かせていただきましたけれども、そのことについては、この3月議会に至るまで、特別委員会の委員長である道下和茂君が壇上におられますので、お聞きをするわけですが、全員協議会等々でその経緯について、またどういことが語られていたのかということが、今議会の委員長報告のときにあったのみであって一切ないというふうに思っています。ですので、私としてはどういう経緯で、どうしてこの土地が当初からよりも増えたのか。また、増えたことに対して、どうして反対をしたのか等々の経緯を何一つ知ることができません。

また、今議会においても、この予算について付託された総務企画委員会の中においても、この案件に対する質疑応答が何一つなかったと委員長からの報告がされています。また、私が委員長をしている予算決算委員会の席においても、この庁舎のことについての質疑応答、また議員同士との意見交換のときにおいても、一言も発言がなされておりました。そして、今回、抜き打ち的というか、よく分かりませんが、動議が出されたわけでありませぬ。

その前に予算決算委員会において委員長として報告したとおり、この庁舎の問題についての反対

の討論がなされ、そして、結果として令和3年度の一般会計予算を否決すべきという結果に相なったわけであります。

本県議会は広く議論をして、そして協議をして、そのことを市民に知らしめるという開かれた議会というふうに私は信じておりました。残念ながら私が議長をやってから、3年やらせてもらったんですけども、私は開かれた議会と、また発言も自由にというような形で議員各位にお願いをし、やってきましたけれども、どういうわけか分かりませんが、今回においては、この庁舎の「ちょ」の字も出てこなく、いきなりこの発議。また、予算においても、議論もなく、突然反対という討論が行われております。私も一切聞かつもりはありませんでしたので、細かいことがあまり頭の中に記憶はないかもしれませんが、発案者に対して少し間違ふことはあるかと思っておりますけれども、順次質問をしていきます。

私が知る限り、昨年11月16日ぐらいだったかな。全協でこの土地の問題について、調整池についての説明がなされ、面積においては北のほうで1,500近く、南のほうにおいては、1000少し平米の調整池を造るための土地が必要であるという説明があったのみと思っております。

それで、その後で今議会の全員協議会において、2月26日だったかな。そのときに執行部から、これこれこういう理由で土地を広く買いますよと。ですから、こういう予算になりましたというようなことの説明があったと記憶しております。それ以外の説明は特別委員会ではなされたかもしれませんが、特別委員会のメンバーでない私たちは、何一つ知り得なかったわけであります。

聞くところによりますと、調整池を造ると2億5,000万近くお金がかかるというふうに聞いております。これは、あくまでも私が造った場合ということで建設業界の人にお尋ねをしたところ、そのぐらいはかかるんじゃないんですかということですので、数字においては確証はありません。けれども、大きくは違いはないと思っております。そして、調整池として深く掘れば、当然くみ上げポンプが要りますよと。そのくみ上げポンプも100万や200万の単位ではないんですよと。1,000万、2,000万単位のポンプが要ります。また、毎月毎月、そういうことに関しては維持点検等々が要りますので、毎月の経費も加算されますよと。ですので、本県市においては、調整池というようなものを深く掘ってやることにおいては、建設業界の人の意見ですので、無駄ではないんですかというような意見を伺っております。

設計においては、本県市が委託をした東京に本社があるのかな。何かの設計事務所に建物等々を委託して、そういう報告がなされたのが去年の12月25日頃かな。そのぐらいのときに委託をした設計事務所から報告がなされて、そして、その報告の基に調整池がこういうふうですよとの設計がなされて提案をされたときに、金額の表示が調整池については、多分値段は変わらないと思うから、同じような値段がかかったというような報告を受けたじゃないかと私は思っております。

そのことについて、執行部の方たちは、いかにも調整池に2億以上のお金がかかるということは無駄ではないかと。また、その2億数千万もかけて造った調整池の上に蓋をして、そして駐車場として使うことについては、とてもじゃないけれども、市民の負託を受けた市長としては、説明ができないであろうというような思いじゃなかったかと思うんですが、執行部としてこの調整池に対し

て、どういふふうがいいかなあということはどうも議論をしたようであります。協議をしたような思いであります。

そして、担当部でいろいろと協議をした結果、本来なら買わないと決めていた砂利を採掘した土地、また面積が足りないのでその隣の土地、それから宅地として前のときもそうでしたけれども、田んぼなら4万円のところが、宅地だったばかりに6万円を払った公園の土地を買ったときのことを思い出してもらえれば分かるんですが、ある程度2割、3割高くなる宅地のところも買わなければいけないというような形に結論が至って、そして、その報告が今議会の2月26日に初めて全議員の前で発表されたかと思っております。

特別委員会においては、その前にいろいろと説明があったかもしれませんが、特別委員会がいつ行われたかということをし少し調べてみましたところ、全員協議会の1週間ぐらい前の十七、八日にどうも特別委員会が開かれて、そこで説明を聞いてという話になったかと思えます。

道下議員におかれましては、一般質問等々でそのことを指摘し、また今委員会の中において、道下議員はこの土地の測量等々、数字の間違え等々については、特別委員会がみつけて指摘したんですよということをあえて言わせるような、また言ってほしい旨の提案を総務部長にしたかと思っております。

この数字の間違え云々、それから今までの過去のいきさつ、特別委員会での何が語られたかということは一切他の議員に知らしめることなく、今回、調整池の問題について出されたということについては、少し問題があるかなあという思いがあつて、今から発議者に対して質問をしていきますので、よろしくお願いをいたします。

今の提出の案件のままの土地ですと、執行部から提出された土地の広さでいくと、私は面積は坪数のほうが分かりやすいので言うんですが、約1万坪になるかと思っております。私は一般質問等々で土地は広く買いなさいというのが、役場はここに造るということは反対なんですけれども、造る以上は市民のために少しでも広く土地が使えるようにという思いで一般質問をした覚えがあります。その中で、今回はそれを否定するような、要するに当初目的の7,000坪にしなさいというこの動議であります。

当然この7,000坪で今の庁舎を造ろうとすると、どういう形であれ、こういう形であれ、埋没という地下に埋めて2億5,000万も金をかけて造らなければいけない調整池をいやが応でも造らなければ完成できない役場ということになるわけであります。

それでもなおかつ議員各位から、また市民の方から、市民が憩える場所がある役場を造ってくれと言われるその面積すら、7,000坪では本当にスズメの額ほどしか造れないということになれば、多くの市民の負託を受けて議員になった人たちにとって、どうして市民の声の代弁者と言われる議員として責任が果たせるのか否か。

法に定められている調整池を埋没型にしななければいけない今回の予算の動議について、提出者についてどのように思われるかお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

1点だけやね、内容としては。

○8番（鏝本規之君）

どう思うかだけのことや。

○議長（黒田芳弘君）

道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

ただいまの鏝本議員から質疑がございましたが、そもそも私が11月16日じゃなくして、その時点では元の調整池の容量であったと。その後、2月26日、議会告示の前日でございますが、特別委員会を開いてほしいという形の中で、そこで初めて追加の用地購入、調整池が足りないの、こうこういうので、これだけどうしても購入したいという予算とともに提案をされました。委員会としましていろいろ協議しました。だけど、先ほども申しましたように、オープン型が駄目、地下型しか駄目だということは誰も申ししておりません。それと、広い面積を必要以上に買うということは、常々市のほうとしましても、必要な面積以外は購入しないというスタンスであったかと私は思っております。

そういう点からいたしまして、じゃあこの増えた容量が、それだけの面積が必要かということも疑問でございますし、今の南側の敷地に砂利敷地も含めるとかなりの広い面積があります。先ほども申しましたように、南・北にそれぞれ調整池を造るという説明を受けておりましたが、そうじゃなくして、全部南にまとめれば北の余分な土地は買わないでもいいじゃないかということや、例えば東に水路がある、西にも水路があります。じゃあ、北の敷地は西へ流せば50%ずつで済み、それだけ広い面積は要らないのではないかというようないろんな委員から意見が出ましたが、執行部としては、我々から出したことに対して何一つ、じゃあこうしようかという相談もできない状況で今議会前の1回と、あと2回やりましたが、そこら辺の結論が至っていないので、今日の結果になったということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

それでは、改めてお伺いをいたします。

そういうことを特別委員会でいろいろと議論をされていたとするなら、当議会において、幾らでも発言をする機会があったかと思っております。総務委員会においても、また予算決算委員会においても、そういう質疑応答が一つもなかったということは、誰かが箝口令でもしいたのかなあと疑われても仕方がないと思う。

また、議論の対象となるようなことを特別委員会から普通の入っていない一議員に対して提示すらさせていないということは、これは特別委員会の私に言わせれば横暴ではないかと思っておるわけであります。

また、質問をすることによって、執行部からのいろいろな思い、意見も出ただろうと思うし、また他の議員からもいろいろな意見が出て、そして議論が重ねられたと思っておりますが、それを一切させないがごとく、箝口令がしかれたのではないかと思うがごとく、予算決算委員会の中でも一言も質疑応答がなかった。また、総務企画委員会においても、一言もそのことは発せられなかったと聞いております。

これについて、提出者としてどのように思われるのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ちょっとすみません。

発議者からまず初めに発言があったかと思いますが、今回の発議の提出者につきましては、たまたま道下委員長をはじめ委員の方が名を連ねておりますが、最初に鏝本議員が聞かれた質問に対しては、委員会として提出したわけではないという前置きがあったんですね。それで、今そのことを鏝本議員は審議がされていないことを言われましたけれども、これは議会全体の問題であって、特別委員会とか総務企画委員会という個別の問題ではないと私は思っていますので、これは議会全体の問題として捉えていただきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

委員会においては付託をしたわけでありまして。一般会計予算においては、総務企画委員会に属することは総務企画委員会に付託をしたわけです。この議論を産業建設委員会に付託してくれるならとことんやりました。やれたんです。やらなかったというのは、意図的にやらなかったとしか私は思われぬ。そして、その委員長である瀬川議員もここに発議者として名前が載っている。これがおかしいとするなら、当然、委員会でそのことが議論されてもおかしくない。やらなかったということは、やらないようにしたとかしか思われぬ。だから、聞いているわけでありまして。

議員の質がどうのこうのということじゃない。ですから、それが陰に隠れてそういうことを意図的に質問しないようにしたのではないかというふうに思われる。ですので、提出者である市長さんがどういう思いでこの土地を広く買う当初の計画を変更したのか、また執行部がそのためにどういう議論をし、どういう思いでそれをしたのかということが何一つ伝わってこない。

その中において、今回のもうやめようで、後ろからばっさりという表現はいいか悪いかは別として、急にぼんと出されてきた。出すなら出すで結構ですけども、その前に、こういうこととこういうこととこういうことがあって、これは特別委員会でもこういうふうに協議をしてどうのこうのという説明をしてから、そして出すべきだと私は思っています。

そしてまた、説明の中の若原議員の質問の中において、取りあえずは削って後からまた買えばいいじゃないかという安易な答弁をしている。それなら、発議、動議を出す必要がないじゃないかという思いをしております。

予算というものはそんなに軽いものではない。一旦否決したものをもう一遍同じ内容で出してき

て、はい、分かりました。それじゃあ買いましょうなんていうようなことができれば、議員として資質を問われると思っております。ですので、先ほどの若原議員の答弁においても、少し問題があるかなあという思いをしております。

今回において、当然土地を1万坪から7,000坪に減らせば、地べたに埋める調整池を造らなければいけない。これについて、改めて市民からの同意が得られると思いませんか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

道下議員。

○11番（道下和茂君）

先ほどから私が申しますように、別に地下式しか駄目だよというんじゃなくして、オープン式でもよろしいですよということは再三申し上げております。

○8番（鰐本規之君）

できるわけがないじゃないか、あんな狭い土地に。

○11番（道下和茂君）

それから、特別委員会の報告においても、しっかりとそこら辺の3項目か4項目のことは皆さんに報告をいたしております。

○8番（鰐本規之君）

されておられません。

○11番（道下和茂君）

聞いていない。

○8番（鰐本規之君）

されておられません。

○11番（道下和茂君）

いや、これは2月26日……。

○8番（鰐本規之君）

2月の話じゃないというの。もっと前からの論議がされていないということです。

○11番（道下和茂君）

それは、その都度必要な部分については報告をいたしております。

あと、市民がどう思われるかどうかということにつきましても、これは私たち議員としての権利でやらせていただいたもので、考え方の相違かと思えます。

○8番（鰐本規之君）

それはそれでいいんだよ。なら、それでいいわ。

[挙手する者あり]

○議長（黒田芳弘君）

回数が大分迫っておりますので、簡潔に願います。

○8番（鰐本規之君）

意図的であれ、意図的でなしにすれ、この変更案についての説明は執行部から26日に行われました。けれども、それまでの経緯、そしてどうしてこの7,000坪から1万坪にしなければいけなかったかということの説明が、どうも特別委員会で語られたように聞いてはおるんですが、私たちには何一つ聞こえてきておりません。

ですので、発議者に質問をするのが本意でありますけれども、ここはどうしてこういうことになったのかということを経営のトップである市長にお伺いをしたいと思っております。少しルールが外れるかと思っておりますけれども、これは協議が一切なされていませんので、どういう思いでこの予算を変えてきたのか。質問したくても、私としては質問する機会がなかったと思っておりますし、他の議員も産業建設委員会のメンバーとしては聞くこともできなかつたし、また、文教福祉委員会のメンバーとしては聞くこともできなかつた。予算決算委員会においては、誰一人質疑応答がなかったから、そのことを聞くこともできなかつた。そして、執行部の方たちが退室した後にこの問題が語られておりますので、議長におかれましては、御配慮のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

今、執行部に確認をいたしました。これは動議に対する質疑でありますので、執行部は答える立場にないということでございますので、報告いたします。

〔挙手する者あり〕

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

それでは、質疑応答のところでさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

違う違う、一般会計の予算のところ聞くでいい。

○議長（黒田芳弘君）

よろしいですか。これで質疑を終了したいと思います。

発議者におかれましては、長時間御苦労さまでございました。席へお戻りください。

これより本修正案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

今、質疑等々いろいろ聞いておりましたし、ましてや、私は特別委員会のメンバーでもありました。そもそもこの当初案については、それぞれ皆さん承認してずうっと進んできたわけですけど、その過程において調整池をどのように造るかというようなことになってきて、その設計が埋設式になって、その上に駐車場、また市民の憩いの広場とか何か、そういうものが地下埋設型の調整池の上に造られた。それを見て市長としては、このような地下埋設の調整池は、市民感情からいっても市民には納得してもらえないであろうということで、地下埋設式はなしにしてオープン式にして、もっと広い土地を買って調整池を造ったほうが良いと、そのようなことでこの予算になってきたと思います。

だから、そんなことで、私としては、これは委員会でも言いましたけど、地下埋設型の調整池を造ることは私も反対ですし、オープンな調整池のほうが良いということも委員会でも言いましたけど、市長とも同じような考えでもあります。

そんなことから、市長があえてこれを修正してきてこのような予算立てにしてきておるといことは私は支持をしたいと思っておりますし、だから、今回の修正動議については、私は反対をいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 堀部好秀君。

○7番（堀部好秀君）

ただいまの修正案に対して賛成の立場から討論に参加します。

今回の予算には、新庁舎の建設予定の用地買収費として当初計画されていた用地より4筆多く土地を購入するとして予算になっております。執行部の説明によりますと、洪水調節容量を計算したら当初計画より増大したので、地下に埋設型で建設するより新たに土地を購入し、オープン型の調整池を建設したほうが安価になるという説明でした。しかし、特別委員会においていろんな協議をさせていただきましたが、市が計画しているより安価にできる方法は、例えば4筆を購入するのではなく、そのうちの一部を購入するか、排水量を変更するか、いろんな方法があるにもかかわらず、あくまでも4筆全てを購入しなければならないとすることを前提としたこの予算案には、大きな疑問が生じます。

また、特別委員会で委員が提案する案に対し、執行部はできませんという否定ではなく、やりたくありません、考えたくありませんといった拒否の回答をされます。拒否には意思が入ります。できるけどやらないということです。

市長がこの議会の当初で述べられた所信表明の中には、対話重視ということも織り込まれていましたが、全く対話、意思疎通ができません。対話を拒否される十分な協議が行えない段階で予定のない土地を購入することは、市民の不利益につながるおそれが十分あります。

それと、砂利採取をされた他の購入が予算に組み込まれておりますが、砂利採取を理由に取得金

額の単価が設定してあります。これが一般の他の2割5分引きとする金額には明確な根拠がありません。明確な根拠のない数字で組み立てられた予算案は適正とは言えません。

また、常々市長は余分な土地は買わないと明言されてきました。一般質問で合併特例債があるから余分を買っても市の負担は少ないがという質問にも、使用の計画のない余計な土地は買わないということを明言されてきました。今回もまず当初予定されていた用地だけを購入すべきであり、十分な協議を経て、理解を得てから必要な用地を追加で購入すべきです。今の段階で十分検討されていない4筆を含めた用地の購入には反対します。したがって、予算を修正すべきものと考えます。

議員は市民の代表であり、市民の不利益になる可能性があると思われることには議員の良識ある判断が必要です。議員各位にはぜひ賢明な判断をよろしくお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、賛成討論が出ましたので、私は反対討論をします。

土地購入について縮小するような修正案が今出されましたが、私は今現在示されている面積、北側、南側全て買うべきと考えております。理由は2点あります。

1点目は、調整池の問題で必要量を確保する地下式の調整池を造るには大変費用がかかると。また、オープン式の調整池のほうがそういった工事費もかからず、俄然安くなると。その比較は示されておるとおりであります。

本巢市には、この近くにはいろんな商業施設がありますが、全てオープンのほうがベターだと、そういう結論の下でこの辺りは広く浅く調整池が造られていることは明白であります。全ての面積を購入して広く使えると、そうしたほうが私は市民に説明がしやすいし、また当然のことだと思います。

また、先ほど必要以外の土地は購入してはいけないとか、余計な土地は買わないほうがいいとか、こういうことを賛成者は言われましたが、この土地は北側、南側の2区画でありまして、それ以外の土地は目的がないから買ってはいけないと。これは、この庁舎建設のための北側、南側は、調整池を含めてこれ全てが必要な土地なんです。これは維持管理費から、また地下式の施設を造るのに建設費とか、今後ずっと考えるととてつもない余分な出費がかかってきます。この調整地を買うことによって経費が低く抑えられると。これはこうしたことに気づかれた執行部に対して、すぐに修正をかけて全部買ったほうがいいと判断されたことは本当に懸命だと思います。

2点目としまして、庁舎建設予定地は現在周りが農地であり、今回、農地の価格も示されたとおり、今は本当に安価で購入できます。農業後継者も少なく土地に執着する方もちょっと少ないように思いますので、今後、庁舎が建てられた後に、この付近は庁舎の近くということでありまして、また幹線道路沿道Ⅱ型でもあり、床面積が300平米以下の店舗や、また普通事務所、倉庫等も建て

られることになりまして、今の価格では当然購入できるようにはなりません。将来を見越し、庁舎建設に必要な用地として買えるなら、北・南2区画を全て購入したほうが私はいいと思います。

執行部においては、こうした案のほうがベターということで出されてきた。特別委員会の中ではそれをよく検討していただいて、どっちがいいかということを実際に考えていただきたかったなあ、こんなことを思います。

もし前のほうよりも後の全面を調整池として使う。全面を買ったほうが比較していいということなら、本当に今からでも過ちでは改むるにはばかることなかれと、間違ったと気がついたときに考え直していただけると、私としてはありがたいなと思います。

そういうことで、今の修正案には、土地をわざわざ縮小して予算を修正して狭くするということは、私は反対です。そのことを申しまして反対討論とします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 高田浩視君。

○3番（高田浩視君）

修正案に賛成の立場から発言させていただきます。

私は、この土地を買い増した部分の予算に対して市民に説明ができないんです。いわゆる報告書に、私たちが報告書が違っているんじゃないかという説明をしたときまでずうっとほったらかしだったんですね。しかも私たちはこういう知識が全然ないわけなんですね。それに対して、私たちが気がつくまで修正されなかったわけですね。

そもそも大勢に影響がない、実際に大勢に影響ないのかもしれませんが、実際に現に修正されました、報告書を。ほかの部分は大丈夫なんでしょうか。僕は将来、僕の子どもたち、孫たち、30年後の市民が、何であそこに排水池ができたの。そう考えたときに、この報告書だよと。この報告書で買い増したのと言われたときに僕は責任が取れないと感じました。

そのためには、一度ちゃんとしっかりした報告書を出してもらって、外部機関にしっかり検討していただいて、これが正しいということをしていただかないと、僕は将来の市民に責任を持ってないという思いでこういう修正案に賛成しております。

また、近隣の市町の庁舎を見ても、ここは商業地域と庁舎との間の土地ですね。この間の土地をいかに市として有効に使っていくかということを考えれば、ここはあれですけど、民間に開発していただければ、宅地化だって、建物が建って、固定資産税で収入が入るかも分かりません。近隣の市町を見ても、市庁舎のすぐ横に大きな排水池が造られているという事例はないというふうに僕は考えます。本当に何がいいのかというのは、再度しっかり検討すべきと思って、この修正案に賛成の立場から発言させていただきます。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏝本規之君。

○8番（鏝本規之君）

今、賛成、反対の討論を聞いておりまして、私も議員として反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

私の反対討論については、賛成討論をもしされようとする方がいましたら、庁舎特別検討委員会のメンバーがしていただくことをお願いして反対討論を今からさせていただきます。

この土地の増という案について、もともと約7,000坪の土地に戻しなさいという減額の提案がなされたわけでありまして。考えてみますと、この今の場所に決めたのは、特別委員会が決めたわけでありまして。そのときの報告等々の記憶を呼び戻してみますと、土地の広さも当初のとおり約7,000坪近くの提示をしていたと思います。そして、北と南との間に道路があることも承知をして、そしてあえて砂利を掘ったところは買わないという設計というのか、その中で変形の約7,000坪という土地を提言しております。

そういう中において、あの7,000坪の地域は、当然水につかる水没地域だということは理解をしていたはずであります。私たち別の委員会では、B案のほう、要するに303号線よりも南のところを強く推していたわけでありましてけれども、特別委員会において、それよりも北のほうがいいということで決定をされたわけでありまして。また、議会においても、その地域にそこに造りなさいということで条例改正だったか、何かで3分の2以上の多数で決定をしたわけでありまして。

当然、そのときの土地の面積というのは約7,000坪と分かっていたわけでありまして。そこに庁舎を造る、当然、そのメンバーの中には建設、建築に関わる人もいたわけですから、調整池が必要だということも理解をしていたと思われまして。また、理解をしていないとするなら、少しくエスチョンマークが湧くかと思っております。

そして、市長さんに対して7,000坪でAのところをお願いしますよということを行ったときに、市民の方たちが憩える場所もというようなことも提言として載っていたかと思っております。そして、今の庁舎がどのぐらいの庁舎を造るかということも想定した中でつくられたと思っております。

そうすると、どういうふうに考えても、東京の設計事務所が出してきた案、埋没型にするのか、オープン型にするかは別としても、あの7,000坪のところだけの図面を見ても、市民の憩える場所もほんの少ししか書いてありません。

今回、そういうことも含め、また設計事務所からの調整池を埋没型にするという案について、多くの市民、また職員と話を聞いたであろうと思う。そして、世間、周りを見て埋没型がまずいのではないかという判断の中で、市長は変えてきたんだろうと思っております。

オープン型の調整池は、すぐ近くのモレラの南の駐車場、あそこは表向きは調整池となっております。けれども、実質的には駐車場として使っておられます。また、隣の山口市においては、庁舎の南にある、今、芝生が敷かれて市民の方たちが多くいそしんでいる、楽しんでいる、そういう場所も表向きは調整池となっております。ここは東京のど真ん中ではありません。坪当たりが非常に

安いところである。そういうことを鑑みて担当職員、また市長さんも土地を広くすることを考えたのだらうと思っております。

そして、広くするための予算を計上するには、当然、土地を所有している人のある程度の了解を得なければその土地は買うことができませんし、予算の執行もできないということで、担当職員は急ぎ地主さんのところにお伺いを立てに行っただらうと思っております。そういう苦労も私は陰で見えております。

そして、ごく一部の地主さんにおいては、調整池としてでも何でもいいけれども、一番東の砂利を掘ったところの東側の土地を持っておられる地主さんにおいては、あそこの土地を買ってもらえないなら、入り口の150坪ある土地を売るのには、少し考えさせてもらいたいというような意見があることを私は聞いていました。どういうことかなあと言ったら、作ってもらう人に対しても迷惑がかかる、少なくなると。また、入り口の土地だけを売ると作ってもらう人の面積が少なくなるので、売ることについては少し考えさせてほしいというようなことも言っておられたということを知っております。

そういう人たちをなだめるために、職員一同は一生懸命になって、嫌なことも言われながらにしても、それをある程度確定して、また砂利を掘ったところにおいては価値観が少し下がるので、平等にするわけにはいかないのです、議会がどういう判断をするかは別として、提案するときには少し下げさせてもらうで、そのことも承知をしておいてほしいということを職員は地主の人をお願いをして、結果として今予算を出してきたかと思っております。

そういう中において、市民からの声、また地主さんたちとの会話、話の中で、やはりいろいろな形の中で1万坪という広大な土地を1つにまとめるということは、相当難儀な事業だらうと思っております。また、地域の議員においては、陰話を何とか上手にいくようにということで、陰ながら汗をかいておられる議員もおられると聞いております。

そういうことを鑑みて、今回の予算は、私はいいか悪いとかじゃなしに、市民の声、また職員の苦労、そして埋没という形しか取れなくなるこの減額においては、到底賛成できるものではありませんので、心の中では砂利を掘ったところは買ってほしくないという思いが非常に強うございますし、一般質問でもそのことを強く訴えたことがありますけれども、今回においてはやむを得ないと。そういう小さい思いよりも、あの土地で役場として30年先、50年先にも市民の人たちに喜んでいただけるそういう役場にするために、今回の減額案には反対といたしますので、議員各位におかれましては、議員の意地ではなく、市民のための判断をしていただくことを切にお願いをして反対の討論といたします。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

先ほどからこの議事録に載せていいのか悪いのか、大事な問題が出てきておりますが、設計を変えるに当たって西濃建築事務所云々という話が出てきました。これが問題でなく、すうっと通っていくというのがすごく不思議に思えるんですが、設計事務所もそうです。設計事務所も最初の案をやったのが、これ、設計料、委託料というのを払っているわけですよ。その案が簡単に覆って、市の行政のほうでつくった案がぽこっと出てきて、ひょっとしたら西濃建築事務所の名前が出てきたのは捏造じゃないかという話にはならないんですかねというすごく心配な話です。

今、この議会で何が足りないか、要は議論が足りない。そこが一番問題であって、この地下式がどうのこうのとか、地上式がいいのとかという議論は、こんな小さな問題になるぐらいの大きな問題が裏に隠れている。そういうことを考えますと、ここは一度立ち返る、立ち止まって考え直す。これがいいとか悪いとかの意見がありますけど、どちらの意見にも理はあって、なるほどという部分がありますが、一度立ち止まる、そういうことが大事じゃないかなと。

議論が足りないのは私たちの責任であります。ある程度の情報はオープンにしていきたい。急に私もこの議会が始まる前、1週間か5日ぐらい前にこの議案書が届くわけです。それをない頭で精査せよというのはかなり無理な話です。いろんな先輩方の意見を聞きながら、どうしても情報を集めていくと、ああ、これがいいのかなと、そういう結論に達するわけですが、ここは冷静になっていただいて少し時間を取る。これが一番大事な部分だと思い、私は今回の案には賛成という立場でお話をさせていただきました。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

反対。

〔「いや」と呼ぶ者あり〕

賛成なんや。

反対の討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

賛成の討論をやりますか。

〔挙手する者あり〕

5番 河村志信君。

○5番（河村志信君）

賛成が続きますが、私がもう3年になりますかね。調査委員会からは、ずうっと委員として参加させていただいております。

当初、新庁舎に関しましては3案ございました。この本庁舎の増築案、それから新庁舎、それともう一つが、本庁舎に現在の糸貫の産業建設等が入って、それから文教福祉については真正の分庁舎と、3案の中で進めてまいりまして、合併特例債の関係もございまして、合併して16年になる本巢市が一つになるには、私としては、やっぱり新庁舎一本化が分庁舎方式の弊害等も含めて進めて

まいりました。

そして、新庁舎の土地については、最初は4案ございました。先ほど鏝本議員からありましたA案、B案、それから西のほうでも2案ございました。それも含めて進めてきた中で、私としては一番重要視したのが砂利採取地ということで、現在私の住む曾井中島地区でも砂利採取が進む中で、業者の方はきちんと法律に従ってやってみえるという中で、やはり将来にわたって埋め戻すというものの不安ですね。それを含めて私は砂利採取場は買わないという方針の中で、A案、B案についてもA案を支持してまいりました。当初A案の中でも西部連絡道路の西側も実は案がございました。そこは何か所かございます、砂利採取が。そういう中で、東側の現在の条例改正された場所に決まりました。

そういう時系列を考えますと、ここでもって必要になったから、たとえ駐車場でもあっても砂利採取場を買うということが、私としては一議員として非常に何か納得がいかないのと、腑に落ちない部分を感じております。

それと、調整池の問題につきましても、いろいろ執行部から説明を受けました。まず説明では、東側の馬伏川しか流せないということですうっとおっしゃられましたが、いろいろ調べれば、方法によっては西側の寺川にも流せます。そうすればオープンタイプでも東西に流せば、容量については確保できるんじゃないかなというふうに考えております。

それと、モレラの話がございました。ほかのホームセンター等でもございます。駐車場の全部とは言いませんが、南側職員駐車場の半分なのか、3分の1を50センチとか下げるとか、2段にすることによって調整池の機能はつくれるんじゃないかと。執行部から20センチ水没したらエンジンがかからなくなるからそういうことはできないと言われましたが、そんな20センチも載るような中で職員の方が残ってみえるとは思えません。当然避難命令なりが出て、駐車場にはいないでしょうし、また北の建物の前も移動はできるわけですから、全部が全部、南側を仮にオープンの調整池の駐車場にした場合でも、車が残っているというふうには私はちょっと想像ができません。

それから、堆砂容量ですね。土砂がたまってダンプ何台分だというようなことも発言がございましたけど、それは設計上の数字上の問題であって、安全率ということもかなり言ってみえましたが、これも1で済むものなら、県の許認可のところを通るものであれば、そこはもうそこでいいんじゃないのかと。安全率なんか幾らでも見れば際限がないわけなんですから、そこは現実的なリーズナブルなところの1なら1でまずはやっていただくべきじゃないかなと考えます。

長くなりまして申し訳ないんですけど、正直申しまして、私はやはり市民の利益であり、それから市の利益ですね、それが一議員としての最大の自分の使命だと思っておりますので、そういう点でも、再度、我々議員が一人議員、委員も含め全16名の議員が納得するような、もう一度再度組立てをしていただき、本当に合理的な納得のいく御提示をいただかないと、今回の面積を増した予算については受け入れ難いと。よって、予算の修正案について支持しますので、賛成の立場で申し上げます。

議員の各位についても、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで、本修正案に対する討論を終わります。

これより本修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算に対する修正案については可決することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開を1時30分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時26分 休憩

午後1時28分 再開

○議長（黒田芳弘君）

会議を再開いたします。

続いて、議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算の修正議決した部分を除く原案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

令和3年度本巢市一般会計予算のうち、修正議決した部分を除く部分について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

賛成多数です。御着席ください。したがって、議案第16号 令和3年度本巢市一般会計予算のうち、修正議決した部分を除く部分については原案のとおり可決することに決定しました。

議案第17号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第17号 令和3年度本巢市国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第18号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第18号 令和3年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第19号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第19号 令和3年度本巢市企業用地造成事業

特別会計予算については原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第20号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第20号 令和3年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第21号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第21号 令和3年度本巢市水道事業会計予算については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第22号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第22号 令和3年度本巢市下水道事業会計予算については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 議案第23号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（黒田芳弘君）

日程第16、議案第23号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日、追加提案させていただきました議案第23号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万7,000円を増額するものでございます。

歳入といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、国が貸与する接種記録システムと市が使用する健康管理システムの汎用を図るとともに、健康管理システムにマイナンバーの管理が行えるようにするためのシステム改修委託料の増額でございます。あわせて、新型コロナウイルスワクチン接種事業について繰越明許費の変更をお願いするものでございます。

詳細としましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

議案第23号の補足説明を大野副市長に求めます。

副市長。

○副市長（大野一彦君）

それでは、議案第23号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第11号）につきまして、補足説明

をさせていただきます。

追加議案のつづりにございます補正予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億5,444万6,000円とするものでございます。

次に、4ページをお開き願います。

第2表といたしまして繰越明許費の変更をお願いするものでございます。

さきの補正予算(第9号)におきまして繰越明許費の設定をお願いいたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、今回、新たにワクチンの接種履歴を把握するため、国から貸与される接種記録システムが搭載されたタブレット端末と市の健康管理システムとの汎用を図るとともに、マイナンバーと連携したシステムとするための改修が必要となるものでございますが、その改修が年度内での完了が見込めないことから、100万円の繰越明許費の増額変更をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の3目衛生費国庫補助金につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金といたしまして、繰越明許費の補正のところで御説明申し上げましたシステム改修に要する費用としての100万円と、前回の接種体制確保事業費補助金の追加配分82万7,000円の合計182万7,000円でございます。

8ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございますが、上段の衛生費、保健衛生費の3目予防費100万円につきましては、前述のシステム改修に係る委託料の増額でございます。

下段の予備費につきましては、財源調整により82万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長(黒田芳弘君)

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 鏑本規之君。

○8番(鏑本規之君)

繰越しということでありまして。これはコロナウイルスの注射をするということに対しての登録等々というような説明を聞いたわけでありましてけれども、これ、注射のための元のワクチンが計画どおりに入っていないと、また繰越しをしなければいけないのか、また登録の云々というものの接続がまた変わる可能性があるのか否か、お伺いをいたします。

○議長(黒田芳弘君)

ただいまの質疑に対する答弁を高橋健康福祉部長に求めます。

高橋部長。

○健康福祉部長（高橋 誠君）

質問にお答えさせていただきます。

繰越しの再度繰越しということはございませんので、今の予定ですと年度内に何とか、一応予定としましては、9月末、10月までには国民全員にという予定ではありますが、そういった中でワクチンの供給を待っているという言い方は変ですが、そういう状況をお待ちするという状況になっています。確保体制事業としましては、その体制を整備するという意味で補助金を頂いておりますので、その体制については順次体制を整えておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第23号 令和2年度本巢市一般会計補正予算（第11号）は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回本巢市議会定例会を閉会といたします。

皆様におかれましては、29日間にわたりまして大変お疲れさまでした。

午後1時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 堀 部 好 秀

署 名 議 員 鏝 本 規 之